

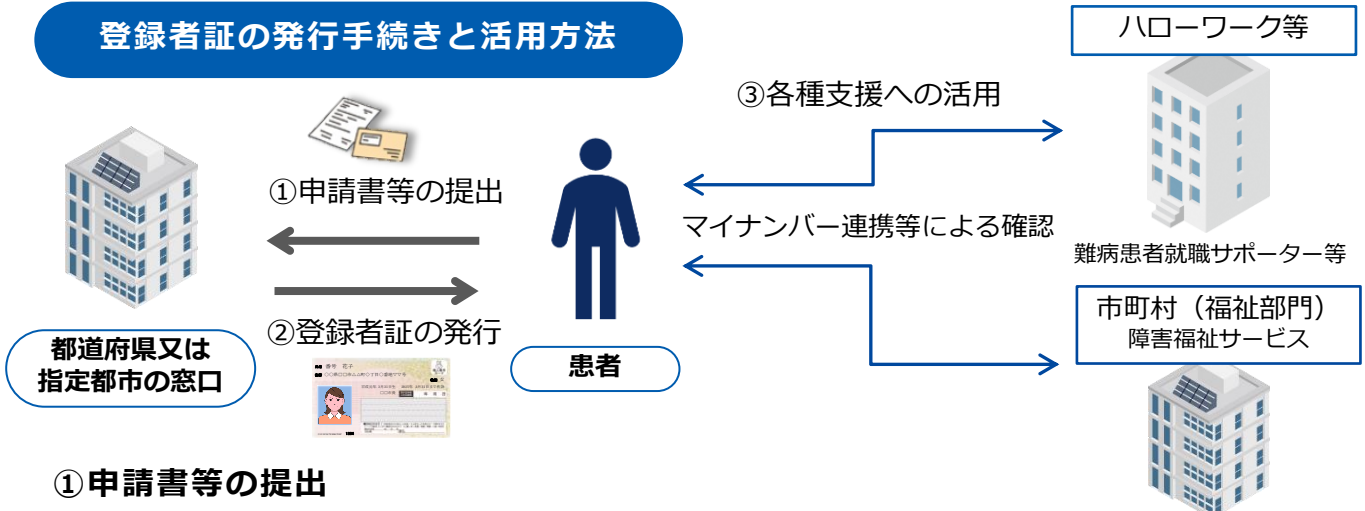
登録者証について

2024年4月から順次、指定難病患者の皆さまが福祉・就労等の各種支援を受ける際に使える「登録者証」の発行が始まります。下記の手続きを参考に、登録者証の申請をご検討ください。

※ 登録者証とは？

難病法に基づく指定難病患者であることを証明するものです。
(医療費助成の対象とならない方にも交付されます)

登録者証の発行手続きと活用方法



① 申請書等の提出

登録者証の申請の際は、申請書のほか、指定難病にかかっていることを証明する資料（臨床調査個人票、却下通知（指定難病にかかっている旨が確認できるものに限る）、指定難病の医療受給者証等）の添付が必要となります。

② 登録者証の発行

原則としてマイナンバー情報連携を活用するため、マイナンバーカードが登録者証になります。ただし、必要に応じて紙により発行することも可能です。

③ 各種支援への活用

マイナンバーカードを提示、またはスマートフォン等の端末からマイナポータルにアクセスして、登録者証の資格情報の画面もしくはデータを印字したものを提出することで、指定難病患者であることを証明できます。

利用するサービスによって確認方法が異なりますので、あらかじめハローワークや市町村にお問い合わせください。

難病に関する情報

指定難病に関する情報については、

「**難病情報センター**」のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.nanbyou.or.jp/>



難病に関する相談窓口

石川県難病・相談支援センター

- 住所：〒920-0353 金沢市赤土町二13-1
石川県リハビリテーションセンター内
(済生会金沢病院となり)
電話：076-266-2738
- 受付時間
平日：8:30～17:15
土曜日：8:30～12:30（電話相談）